

東京都施工能力審査型総合評価方式（試行）

公表事項

工事件名 道路施設整備工事（８二の３）照明設備改修

令和８年９月

東京都建設局

1 施工能力審査型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

この工事は、工事の品質確保のため入札の際に工事価格と施工能力等を総合的に評価して落札者を決定する施工能力審査型総合評価方式（試行）を適用する工事である。なお、この公表事項は本工事に適用する。

2 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）とあわせて、次の資料を提出する。ただし、(3)から(6)について、該当する資料がない場合は提出を要しない。

なお、6(1)に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者は、入札参加を認めない。

(1) 技術点申告書

(2) 配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料

(3) 入札参加希望者の当該業種における直近3件まで（注1）の工事成績評定通知書（東京都の発注工事（局発注、公営企業局発注を含む。）で、基準日（注2）の5年3か月前の日から5年の間に完了した工事に限る。再交付されたものを含む。）の写し

（注1）「当該業種における直近3件まで」とは、期間内に請負った当該業種の工事のうち工事完了日が基準日に近いものから順に3件を対象とし、3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

なお、工事成績評定を受けていない場合（0件）でも入札の参加は可能である。

（注2）「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

(4) 「災害協定等の締結の有無」に関する根拠資料

(5) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」に関する根拠資料

(6) 「地域における実績」に関する根拠資料

また、7(1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、(1)から(2)までのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

3 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 施工能力審査型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。

(2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点の合計点である評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

4 価格点の評価方法

(1) 価格点の評価は、次のとおりとする。

「入札価格 ≥ 基準価格」の場合

$$\text{価格点} = 115 \times \left[1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right]$$

「基準価格 > 入札価格 ≥ 特別基準価格」の場合

$$\text{価格点} = \left\{ 115 \times \left[1 - \frac{\text{基準価格}}{\text{予定価格}} \right] \right\} \times \left[\frac{\text{入札価格} - \text{特別基準価格}}{\text{基準価格} - \text{特別基準価格}} \right]$$

「特別基準価格 > 入札価格」の場合

$$\text{価格点} = 0$$

※ 価格点の小数点以下については、競争入札参加者の間で評価の差異として反映されるまで算定する。

※ (1)にある価格は全て消費税額を除いた額とする。

- (2) 前項の基準価格及び特別基準価格（以下、「基準価格等」という。）は、予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定する。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、基準価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 1/10（昇降機設備工事にあつては 2/10）を乗じた額とする。

ただし、基準価格については、算定の結果、設定金額が予定価格（税抜）の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格（税抜）の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格（税抜）の 9.3/10 を超える場合にあっては予定価格（税抜）の 9.3/10 とする。

《 基準価格の算定式 》

$$\text{基準価格} = \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.68$$

※解体工事の場合は、①の乗率を 0.8 とする。

《 特別基準価格の算定式 》

$$\text{特別基準価格} = \text{①} \times 0.9 + \text{②} \times 0.8 + \text{③} \times 0.8 + \text{④} \times 0.3$$

※解体工事の場合は、上記算定式によらず、予定価格（税抜）の 7.5/10 とする。

《 端数処理 》

基準価格及び特別基準価格の算出に関する端数処理については、以下のとおりとする。

- ・①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等に率を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。

- ・現場管理費相当額を算出する場合は、円未満切捨てとする。
- ・基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。また、予定価格（税抜）の 9.3/10 を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・解体工事の特別基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。

5 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の施工能力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。ただし、「企業の信頼性・社会性」の評価項目については、全ての実績を有していても合計で3点を上限とする。

また、技術点の上限は19点とする。

	評価項目	評価点	満点(点)		備考
企業の施工能力	過去の工事成績評定	工事成績評価点	13	16	
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3		
企業の信頼性・社会性	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1	3	全ての実績を有する場合であっても3点とする。
		協力承諾書締結の実績点	1		
	単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点	1		
	地域における実績	地域における実績点	1		

6 技術点の評価方法

(1) 工事成績評価点の算定方法

工事成績評価点は、13点満点とし、過去の工事成績評定通知書（東京都の発注工事（局発注、公営企業局発注を含む）のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次表のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均		工事成績評価点
0点以上	40点未満	0
40点以上	50点未満	1
50点以上	60点未満	3
60点以上	62.5点未満	5
62.5点以上	64.5点未満	7
64.5点以上	66点未満	8
66点以上	67.5点未満	9
67.5点以上	69点未満	9.5
69点以上	70.5点未満	10
70.5点以上	72点未満	10.5
72点以上	73.5点未満	11
73.5点以上	75点未満	11.5
75点以上	80点未満	12
80点以上	100点以下	13

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に

完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てて小数第1位とする。

完了した工事が3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。

工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定する。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で、本工事と同一の業種の工事とする。

(2) 配置予定技術者の資格点の算定方法

配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合に3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は1点とする。

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

資格点の区分・点数は次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一級技術者	3
二級技術者	2
その他の技術者	1

(3) 災害協定締結の実績点の算定方法

災害協定締結の実績点は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、競争入札参加者が加入している団体が、別表に定めのある災害協定を1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無（災害協定）	災害協定締結の実績点
1件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、該当する災害協定に係る協定書の写し及び当該団体に所属することを示す資料の写しを提出する。

(4) 協力承諾書の実績点の算定方法

協力承諾書の実績点は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、別表に定めのある協力承諾書を1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無（協力承諾書）	協力承諾書締結の実績点
1件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、該当する協力承諾書の写しを提出する。

(5) 単価契約工事又は緊急施行工事の実績点の算定方法

単価契約工事又は緊急施行工事の実績点は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に、道路維持など施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事（東京都の発注工事（局発注、公営企業局発注を含む。）のみを対象とする。）を完了した実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点
1件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、該当する単価契約工事の単価契約書又は緊急施行工事の工事請負契約書の写し等を提出する。

(6) 地域における実績点の算定方法

「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事（東京都の発注工事（局発注、公営企業局発注を含む。）のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1件以上あり	1
なし	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：世田谷区
隣接する区市町村：目黒区、大田区、渋谷区、杉並区、三鷹市、調布市、狛江市
神奈川県川崎市

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書等の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出する。

- (7) 技術点は、7 (1) により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

7 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へ工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。この場合、変更後の技術者の保有する資格・実績点の合計は、変更前の技術者の保有する資格・実績点の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合、又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者の保有する資格・実績点に変更前の技術者の保有する資格・実績点未満のときは、入札前の調査資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定点を減点することがある。

8 その他留意事項

- (1) 提出資料は提出後、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会運営要領」（平成 14 年 3 月 19 日付 13 財経総第 1719 号決定）により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

別表（評価対象とする災害協定等）

協定名等	対象業種	協会名
・災害時における応急対策業務に関する協定（基本協定） ・災害時における応急対策業務に関する細目協定	一般土木工事 道路舗装工事 橋りょう工事 下水道施設工事	（一社）東京建設業協会 （一社）日本道路建設業協会 （一社）東京都中小建設業協会 （一社）南多摩建設業協会 （一社）北多摩建設業協会 （一社）西多摩建設業協会
・災害時における応急対策業務に関する協定（基本協定） ・災害時における応急対策業務に関する細目協定	一般土木工事 河川工事 橋りょう工事	（一社）東京建設業協会 （一社）東京都中小建設業協会 （一社）南多摩建設業協会 （一社）北多摩建設業協会 （一社）西多摩建設業協会
・災害時における応急対策業務に関する協定（基本協定） ・災害時における応急対策業務に関する細目協定	河川工事 しゅんせつ	東京しゅんせつ工事安全衛生 連絡協議会
・災害時における応急対策業務に関する協定（基本協定） ・災害時における応急対策業務に関する細目協定	造園	（一社）東京都造園緑化業協会
・災害時等における復旧業務の協力等に関する協定	電気工事	街路灯保守管理協同組合
・災害時における建物の解体等の応急対策業務に関する細目協定	解体工事	（一社）東京建物解体協会
・災害時における横断歩道橋の点検等に関する協定	橋りょう塗装	（一社）日本橋梁・鋼構造物 塗装技術協会
・協力承諾書	—	各企業 （協力承諾書）

※令和３年４月１日付で「西多摩建設業協同組合」は「（一社）西多摩建設業協会」に防災事業が引き継がれているが、令和３年３月３１日以前に協定を締結しており、その協定が有効なものについては、「西多摩建設業協同組合」名の協定についても評価対象とする。

対象期間一覧表(令和8年度)

令和8年度の 公表開始日	令和8年度の 基準日	基準日ごとの工事成績対象期間
4月1日から6月30日	4月1日	令和3年 1月1日から令和7年12月31日まで
7月1日から9月30日	7月1日	令和3年 4月1日から令和8年 3月31日まで
10月1日から12月31日	10月1日	令和3年 7月1日から令和8年 6月30日まで
1月1日から3月31日	1月1日	令和3年10月1日から令和8年 9月30日まで

(例)

6月1日に公表を開始した案件	令和3年1月1日から令和7年12月31日までに完了した工事が対象。
7月1日に公表を開始した案件	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了した工事が対象。
9月30日に公表を開始した案件	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了した工事が対象。
11月15日に公表を開始した案件	令和3年7月1日から令和8年6月30日までに完了した工事が対象。
1月4日に公表を開始した案件	令和3年10月1日から令和8年9月30日までに完了した工事が対象。
3月31日に公表を開始した案件	令和3年10月1日から令和8年9月30日までに完了した工事が対象。

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。